

**大宜味村農業委員会だより (3月号)**

今月の各種申請締切は  
3月10日(金)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

## 1 月総会の結果報告 第 15 期第 29 回農業委員会総会 開催 1 月 25 日 (火)

番号	議案	申請地域	結果	内容
86	3 条許可申請	津波	可	所有権移転の設定 (サトウキビ)
87	非農地判断	田嘉里・白浜	可	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断
88	諮問	津波	可	農業振興地域整備計画の変更について

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開されています。

**収入保険制度に向けて青色申告をしましょう。3月15日までに申請。**

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には様々な税制上のメリットがあります。さらに、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。



収入保険制度とは、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補償するためのものです。(平成 30 年秋から予定)

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成 29 年 3 月 15 日**までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成 29 年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成 30 年 2~3 月)。

**日本一早出し 新蕎麦まつり 3月11日・12日(土・日)開催！！**

今年 2 月に収穫した新ソバが食べられる新蕎麦まつりを開催します。

日時：3月11・12日(土・日) 午前10時00分～午後5時00分まで

場所：田港 1043 番地 蕎麦製粉工場 駐車場は向かいのトラック協会の敷地

主催：大宜味村蕎麦(雑穀)生産組合 お問い合わせ 090-3070-5206 (宮城久美子)

**特産物開発加工室の利用案内 (企画観光課より)**

村では農産物等の新商品開発や加工品の製造を支援するため、活性化センター(道の駅)に特産物開発加工室を整備しています。村民の皆様にもっと利用していただけるよう加工室の利用について案内します。

利用できる設備：①調理器具、②回転釜、③冷凍冷蔵庫  
④ガス台、⑤流し台、⑥その他  
(詳しくはお電話にてご確認下さい。)



加工室内

利用時間：料金【村内利用者】(村外利用者)

①9時～12時：【1,500円】(2,000円)

②13時～17時：【1,500円】(2,000円)

③17時～22時：【2,000円】(3,500円)

お問い合わせ 担当 村企画観光課  
観光商工係 志良堂 寛太 0980-44-3007

## 連載「農業委員会の新体制に向けて」 ③新しい両委員の業務について

## 1. 農業委員の主な仕事

①農地の賃借・売買の許可、決定等及び農地転用許可への意見総会に出席して審議、判断を行います。判断に当たっては申請書や農地台帳等の資料の確認のほか、必要に応じて現地調査を行います。

- 1) 農地の賃借・売買の許可、決定など
- 2) 遊休農地に対する措置
- 3) 農地転用への意見

※違反転用への対応・・・違反転用を知った時は遅滞なく都道府県知事に報告する必要があります。

②農地利用最適化推進指針等を作成します。



## 2. 農地利用最適化推進委員の主な仕事

①担当地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。

- 1) 担い手への農地利用の集積・集約化

人農地プランの見直し等で農地の出し手と受け手への働きかけを行い、農地中間管理機構と連携し農地利用の集積を進めます。

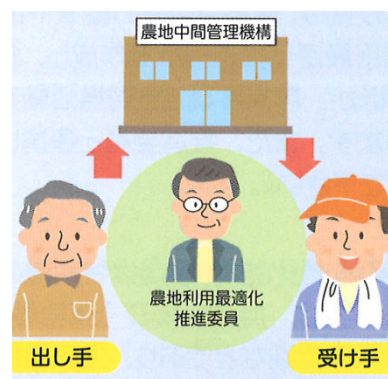
- 2) 耕作放棄地の発生防止・解消

毎年 1 回、担当地区内の全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地所有者に利用意向に確認を行います。また、所有者の意向を踏まえて農地中間管理機構と連携し担い手への農地の斡旋や利用関係の調整を行います。

- 3) 新規参入の支援活動

②総会に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べます。

③農地利用最適化推進指針の作成に参画します。



**農業者年金の魅力的なメリット！ 支払った保険料全額が控除の対象になります。**  
例えば、月 2 万支払うと未加入と比べ 3 万 6 千円の節税に。(全国農業新聞 2 月 17 日付主張)

## 連載「農地転用について」 ③：農地の一時転用について

一時転用とは、農地を一時的に農地以外の利用に供し、利用後に農地に戻すものです。事例としては、土砂の仮設置き場、土砂採取、仮設道路、土木建築工事等の際の仮設資材置場や仮設現場事務所のように農地を一時的に使用する場合があります。転用許可期間は、一般に、必要な最小限の期間に限られます。また、農用地区域における許可期間は、3 年以内です。

一時転用の際は前もって農業委員会へ通常の転用と同じ、農地法第 4 条及び第 5 条の許可申請の手続きをする必要があります。

許可を受ける必要があるにもかかわらず許可を受けずに転用した場合や、都道府県知事の原状回復命令に違反した場合には、個人は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人は 1 億円の罰金という罰則の適用もあります（農地法第 64 条、67 条）。